

平成18年第4回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成18年12月14日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時19分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(22名)

副議長	1番	山 居 忠 彰 君	2番	北 口 雄 幸 君
	3番	伊 藤 隆 雄 君	4番	井 上 久 嗣 君
	5番	丹 正 臣 君	6番	粥 川 章 君
	7番	小 池 浩 美 君	8番	柿 崎 由美子 君
	9番	平 野 洋 一 君	10番	足 利 光 治 君
	11番	遠 山 昭 二 君	12番	岡 崎 治 夫 君
	13番	谷 口 隆 徳 君	14番	山 田 道 行 君
	15番	田 宮 正 秋 君	16番	斉 藤 昇 君
	17番	池 田 亨 君	18番	牧 野 勇 司 君
	19番	菅 原 清一郎 君	20番	中 村 稔 君
	21番	神 田 壽 昭 君	議 長	22番 岡 田 久 俊 君

出席説明員

市 長	田 苅 子 進 君	助 役	相 山 慎 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石 川 誠 君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 土 別 總 合 長
病 院 事 務 局 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長
教 育 部 長 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 會 長
會 長 職 務 代 理 者 平 進 君

農 業 委 員 會 會 長
事 務 局 長 石 川 通 広 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 會 長
事 務 局 長 横 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長
總 務 課 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事
總 務 課 主 幹 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 查 査
總 務 課 主 幹 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事
總 務 課 主 幹 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

21番 神田壽昭議員。

21番(神田壽昭君)(登壇) 平成18年第4回定例会に当たり一般質問をいたします。

最初に、品目横断的経営安定対策に係る対応策であります。

平成17年3月に閣議決定された新しい農業農村基本計画において、19年度から品目横断的経営安定対策を導入することが明記されて、具体的に動き出そうとしている今日、これまで全農家に作物別の価格対策を中心に講じてきた政策を、担い手を対象にした政策に転換することになり、まさに戦後最大の農政改革と言われているのであります。

こうした改革の農政の中で、今の農村現場は、農業者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大など地域が成り立たない危機的な状況に陥り、多様な人たちが構成していた農村は、残された担い手に再編しようとするものであります。

私が9月の定例会一般質問でも取り上げましたように、WTO協定上からも農産物の価格のみで再生産を確保することはできなくなり、国内生産を刺激しない、WTOが認める緑の政策と言われる直接支払いを導入することが、品目横断的経営安定対策であります。

その対策の中で、生産コストが販売価格を上回る麦や大豆等の赤字部分を補てんする生産条件不利補正交付金は、過去の生産実績に基づく面積支払いを7割、その年の品質、収量に基づく数量支払いを3割に設定し、数量支払いに設ける品質区分も単価も決められましたが、特に士別市において影響の大きい麦作における過去の生産実績に基づく支払いは、国が示した制度上での10アール当たり平均単価2万7,740円に対し、士別市は1万1,225円であります。到底再生産には結びつかない極めて低い数値になっていること、麦は輪作にとって必要な作物であり、しかも農地の有効利用上からも極めて重要な作物であります。

地域の平均単価がこのように低く抑えられた要因は、過去7年間の最高・最低を除く5年の平均反収、すなわち公表されている農林水産省の平成10年から16年の平均製品反収147キロを採用したからであります。しかし、総量反収では300キロから400キログラムとれている現況を、この地域がもっと強く主張すべきであったと思うのであります。

農業共済組合は6月14日、旭川市で農政事務所主催の説明会にて、そのことを強く主張した

ようであります、このことがこの地方で大きな声にならなかった理由は何だったのでしょうか。私は、これからの麦作や米の生産調整を進めていく上で大きな障害になるし、憂慮されることであると考えています。

したがって、そのことは道を通じて国に強く主張すべきと思うのでありますが、その後の全道市長会や関係自治体としてどのような要請がなされ、また再考することができないのか、今日の状況を示していただきたいと思います。

更に、平成16年から18年までの産地づくり対策と、見直し後の平成19年から21年までの新たな産地づくりを比較した場合、品目横断的経営安定対策の導入と並行して米政策改革推進対策の見直しが行われているが、従前の数量当たり単価と各種交付金制度の農家手取りと品目横断的経営安定対策導入は農家経済や所得にどのような影響が出るのか、その辺の見通しを示していただきたいと思います。

次に、農地・水・環境保全対策であります、農業が本来持っている自然環境機能を維持・増進することの重要性や、農地、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行でその維持や保全管理に支障ができてきている現状や、ゆとりとか安らぎという多面的機能や価値観などの視点の変化で、その対応が求められております。

この事業は、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する制度で、農業生産施設の維持、補修・保全、更に景観保全、生態系の維持や市民活動に必要な自然環境維持にも大いに役立つこの対策は、本市としても積極的に取り組むべきとして、第3回定例会でも考え方を求めたのでありますが、こうした農地や水路、農道の保全管理や農業の原点である土づくりや農村景観に配慮した環境整備などは、現在実施している中山間地域直接支払い制度で取り組んでおり、同様となる両事業を行うことは極めて困難であり、自治体の財政面、そして農業者は作業の面で負担が大きいため慎重に対応したいという旨の答弁でありました。

中山間事業は、農業生産活動や農業生産活動等の体制整備に関する項目にはそうした共同作業を実施している集落は多いが、十分とは言いがたいと思います。例えば環境に優しい農業を考えれば、浅水代かきによる濁水の抑制や稲わらの適正な処理とその有効利用、また化学肥料や農薬を減らす取り組みを実施する地域に、思い切った支援が必要であります。耕作放棄地の発生防止やその管理など、やるべきこと、やらなければならないことは多いと考えます。

また、市の財政負担については、道において、財政措置が厳しいから市町村の要望に必要な予算枠の確保が極めて困難な情勢にあることから、市町村に対して要望額の圧縮を求めるといふふうに聞いておりますが、いかがでしょうか。

農林水産省は、今年からのモデル事業に対しても、地方財政措置を行っているし、19年からの実施に当たっても地方財政措置を講ずるように総務省と協議し、普通交付税でよいのか、あるいは特別交付税がいいのかということについて財務省と協議に入り、1月中に結論が出る見通しというふうに言われておりますが、日本で初めての環境支払い制度と来年からの品目横断

的経営安定対策とを車の両輪として位置づけられたこの制度は、ぜひ取り組むべきと思うのですが、市長の英断を願い、考え方をいただきたいと思います。

次は、日豪自由貿易協定交渉についてであります。

農業の自由化交渉を振り返ると、昭和63年日米首脳会議で竹下内閣がガット裁定12品目の一括受諾、3年後に牛肉・オレンジの自由化を容認し、平成6年に妥結したウルグアイ・ラウンドでも40%近い関税が引き下げられ、その後に発足したWTOに引き継がれ、主要加盟国の思ふような進展が望めなく、平成7年FTAに方針転換をしたのであります。

FTAは、特定国で物の関税、貿易制限措置及びサービス貿易の障壁を原則撤廃する協定であります。年明けにも交渉が本格化するという日本とオーストラリアとの2国間での関税撤廃主体の自由貿易協定交渉に、私は強い懸念を持つものであります。仮に日豪間での関税がすべて撤廃された場合に、農業を基幹産業とするこの地方には壊滅的な打撃があるからであります。特に米、麦、牛乳・乳製品、砂糖などは北海道が直接影響を受けることになり、この4品目関連だけでも年間1兆3,716億円の生産減少になる試算が発表されました。関税の撤廃は北海道の農業と地方経済の崩壊につながるものであり、何としても阻止しなければなりません。重大な問題であります。

12月9日、北海道新聞では米、麦、砂糖など重要品目については関税撤廃からの除外は明記されず、除外を主張する権利を確認するとどまると報じてあります。オーストラリアがこれまで他国と締結したFTAには、アメリカに対する砂糖を除き関税撤廃の例外を認めた事例は一つもないことから、例外を認めない限り、交渉に入れば関税はゼロになる可能性は極めて高くなると思うのであります。

今日、農業者は、諸外国に配慮した政策の中で今日の食糧自給率は40%まで下がり、努力した結果、少しは合理化できた、面積も施設も目標に何とか届いた、後継者が頑張る意欲が出てきた、こうした毎日の努力が、またも再び関税撤廃によって流した汗が報われないことを認めることはできません。

農業を基幹産業とする士別市は、こうした流れに対して全道に先駆け、農業を守り、例外品目を認めなければ交渉に応じないなど、強く国に求めるべきであります。この際、私は、広く市民に理解をしていただくために、農業関係団体、商工会、消費者団体などと連携して、市民総決起集会を開催すべきと思うのでありますが、本市の農業や商工に及ぼす影響度も含めて御見解をいただきたいと思います。

最後に、地域医療についてであります。

昨日の小池議員、そして斉藤議員の質問と御答弁に尽きるわけではありますが、せっかくの機会でありますので質問させていただきたいと思います。

初めに、多寄医院についてであります。松田医師は11月30日をもって閉院することとなりました。閉院のその理由と、その後の患者さんに対する対応と、今後の医師確保について説明をいただきたいと思います。

次に、市立病院についてお尋ねしたいと思います。

先日、市立病院の決算書、事業報告書を中心に会派で勉強会を開き、その中で幾つかの課題が示されました。市立病院は、平成13年まで2億円、14年1億5,000万円、15年5,000万円、一般会計から繰入金という税を投入し病院経営を続けておりますが、地方交付税の削減などでそれができなくなった16年以降は繰入金なしが続いていること。更に、新研修医制度で都市部の待遇のよい病院を指定し、大学病院は早急に、急激な医師不足で派遣していた医師を引き戻すこととなり、土別市も例外でなく、残った医師の負担が増大したこと。産婦人科の分娩扱い中止、内科外来は午前診療、また小児科は来年4月から外来診療だけになること。したがって、医師不足は、全国的には診療規模の縮小が余儀なくされ、地方の病院に大きな影響が出ていること。そしてその対策としては、こうした地域の医療を守るために、地域の核となる病院を中心に周辺の既存病院をサテライト施設に再編整備した医療体制づくりの構想も必要であるとしています。

また、前年度を含めて17年度決算で3億2,800万円の不良債務となり、厳しい経営状況である。引き続き収益の確保と経費の節減を行い、市民の要望に応じた病院機能を最大限に発揮し、地域医療の充実に努め、医師確保、不良債務の解消に向けた取り組みを早急に行いたいとしております。

医療は病院が近くにあることは住民が安心して生活ができる。病院という社会基盤をこれ以上後退させてはなりません。地方自治体の使命として守らなければなりません。しかし、市立病院として医療の採算性は無視できないから、税を納めながら医療を行っている民間病院との違いをわかりやすく市民に説明することが求められております。

広報しべつ12月号特集、「地方病院から医師が消える」などは参考になりましたし、課題として挙げられた医師の確保については、今全国の自治体病院では繰入金がかく望めなくなり、病院の経営改革に身を切るような努力を続け再生した事例として、病院経営を地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者である病院長等に経営の権限を移譲し、異動、採用、給与を含んだ人事権や予算編成権を与えることによって医師の確保が可能となり、再生したこと。経費削減では、医薬分業の効果や、民間と自治体病院との薬や診療材料などの格差解消に共同仕入れなどで、埼玉県の間立病院が3%から5%のコストを下げたと言われているように、病院が消えないようにこうした事例もぜひ検討すべきと思います。

病院の経営改革も厳しく、容易なことではありませんが、こんなときだからこそ大胆な発想で取り組むべきではないでしょうか。市長の御見解を求めて、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) 神田議員の御質問にお答えをいたしますが、最初に、農地・水・環境保全対策と日豪自由貿易協定締結交渉と本市の農業に関する答弁を私からいたします。品目横断的経営安定対策に関する質問につきましては経済部長から、地域医療につきまし

ては保健福祉部長並びに市立病院事務局長の方からそれぞれ答弁をいたします。

初めに、農地・水・環境保全対策につきましてお尋ねがございましたが、お話のように、本対策は新たな経営所得安定対策大綱における3本柱の1つであり、平成19年度から実施される品目横断的経営安定対策とは車の両輪とも言われるものでもありますが、北海道におきましては、平成19年度における最終的な要望額が、10月において集計となった結果、事業費ベースで約56億円となり、道費ベースでは14億円となりましたものの、今日の厳しい財政状況の中で道自体がこの対策に割り当てできる額はわずか4億円にとどまっており、要望額の約30%でありますことから、現在は、実施予定市町村に対して事業の見直しや縮小等の調整作業が行われているところと伺っております。

また、この調整におきましては、地域事情に応じて、活動計画等の熟度が高く確実に実施が見込まれる地区を優先する一方で、本市のように中山間地域等直接支払い制度を実施している地域では優先順位を低くするという調整がなされているものであります。

このようなことから、平成19年度からの実施を予定していた市町村の中には、調整によって地区内の公平性が保てなくなるものとして平成19年度での要望を取り下げるなど、各要望市町村におきましては対応に大変苦慮しているのが実情であります。

そこで、このような状況における本市の対応について御英断をというふうなお話でありました。農地・水・環境保全対策において支援の対象とされる耕作放棄地の発生防止、水路及び農道の草刈り、更には農村環境向上活動としての景観形成のための植栽、花壇整備やごみステーションの設置、廃プラ・廃ビニールの回収などは、本市におきましては、農業と農村が有する多面的機能の確保を目指すことを目的に、お話のようにすべての地域ではないものの、中山間地域等直接支払い制度の共同取り組み活動として、既にこれはもう実施をされているものであります。

また、具体的な事例として挙げられました化学肥料や農薬を減らす取り組みにつきましても、中山間地域等直接支払い制度の中で農業農村活性化事業として取り組みがされている中間緑肥の導入や堆肥施用、更には土壌診断による適切な施肥などと合致しているものでありますし、浅水代かきによる濁り水の抑制や稲わらの適正な処置とその有効利用への支援等につきましても、この制度における新たな共同取り組み活動として対応できるものと判断をいたしております。

したがって、神田議員のお話のようにこの対策の効果は理解はいたすものの、ただいま申し上げてまいりましたように、引き続き道の厳しい財政状況が予想されることに加え、農林水産省が現在各関係省庁と協議をしている地方財政措置についても、結論が1月になる見込みであると言われておりますように、現時点ではこうしたことにつきましても極めて不確定な、余りにも多い不透明さの中にあって山積みとなっておりますだけに、まずは市単独で来年から8,000万円、これを5年間続けるわけでありますから、単独で市費の持ち出しは4億円というのは、国は余りにも市町村のこうした事情を振り返っていない、そういった発言になるのでは

ないかと、今後の動きに対して、十分この必要性については理解はいたすものの、大変なことだと、私はそのように思っております。

まずは、士別方式として全市的に農地や農道、農業用排水の保全、更に農村環境の向上を共同取り組みとして実施をしてきた中山間地域等直接支払い制度を最大限に活用する中で、農地・水・環境保全対策の目的としております資源保全効果も発揮させながら農業農村の底上げを図ってまいることが肝要と考え、19年度における実施は見送らざるを得ないと判断をいたしているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、我が国とオーストラリアとの自由貿易協定、いわゆるF T Aが年明けにも交渉が本格化する問題で、両国間の関税が完全撤廃された場合の影響を憂慮され、お尋ねがございました。

先般、北海道農政部から、このことによって北海道農業への影響は、同国からの輸入額が大きい道内主要農畜産物4品目における生産額を初め、農業関連産業や地域経済への影響額として算出されたところでありますが、この試算によりますと、農業生産額に対して牛肉が70.9%、乳製品が69%、更に小麦及び甜菜につきましては100%の減少となり、この4品目では総額4,456億円の減少額とされるところであります。

この道の試算方法につきましてはさまざまな御意見もあるところでありますが、この4品目における道の減少率を平成16年度における本市の生産額に当てはめて試算をいたしてみますと、牛肉が18億6,000万円の生産額に対して13億2,000万円の減、乳製品が21億6,000万円に対して14億9,000万円の減、小麦が11億円全額が減少し、更に甜菜につきましても同じくすべてが減少することになり、5億3,000万円の減少となるものであります。

したがいまして、この4品目の総額では約44億4,000万円の減少となりますことから、生産額の合計56億5,000万円の約8割にも及ぶものでありまして、あくまでも単純計算ではありますものの、影響は極めて深刻なものと受けとめているところでございます。

また、この額は4品目に対する直接的な影響額ということでもありまして、特に本市の場合、農業との結びつきの強い関連産業でもあります農業土木や製糖、更には運輸関係なども極めて大きな打撃を受けることが予測をされ、地域の経済や雇用にも甚大な影響を及ぼしますことから、本市の農業・農村、ひいては地域社会の崩壊にもつながりかねない大変憂慮すべき事態にあると認識をいたしております。

お話のように、今後の交渉に当たりましては、この重要品目の関税撤廃が明文化されず交渉入りをすることに一抹の不安があるわけではありますが、これに加えて、この関税撤廃がされるようなこととなりますと、ただいま申し上げましたように、本市経済に与える影響は未曾有のものがあるわけでもあります。更に、このことは生産者の努力の範疇を超えたものでありまして、農業を基幹産業とする本市にとりまして、高関税を堅持することによって何としても農業が守れるように、流した汗が報われるような政治的な決着を強く望むものであります。

また、関税撤廃によって影響を受ける農業関係団体、商工会議所、商工会等と連携し、この危機を地域の声として市民総決起集会を開催すべきではないかとのことでもありますが、私と

いたしましても、本市は農業を基幹産業といたしておりますだけに、この危機的状況を突破するために、農業を超えた産業界の相互理解と協力関係が重要でありますことから、農協、商工会議所等の関係機関と協議をして、年前はもう期間的な余裕もありませんので、年明け早々にも、こうした中で動きをしっかりととっていかなければならないと、そのように理解をしておるわけであります。その結果、緊急的に決起集会を開催すべく動きを、今後とも急ピッチでその調整作業を、今管内で進めているところでもございます。

したがって、このような運動を通して、ただいま申し上げてまいりましたように何としてもこの危機を乗り切って、本市の基幹産業であります農業と地域を守るために、今後におきましても、こうした機会も含めて、農業関係機関・団体等とも連携のもとにありとあらゆる機会を通して、しっかりと地域から大きな声を発していかなければならないと、そのような決意に燃えているものであります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、平成19年度から実施されます品目横断的経営安定対策の導入に伴う農家所得への影響と見通しについてお答えいたします。

この対策につきましては、生産条件不利補正交付金と収入減少影響緩和対策から成り、消費者の需要に即した農業生産の推進により、農産物価格における需給事情や品質の評価が適切に反映されるような、市場の機能を強化したシステムへと誘導することを主眼として、中・長期的には食糧自給率への向上へとつなげることが目的となっております。

既に、収入減少影響緩和対策につきましては、今年の秋に19年産の秋小麦を作付した農業者を対象として、先月末に、すべての農家が農協などを通じて加入申請手続を終えた次第であります。また、生産条件不利補正交付金につきましては、過去の実績による面積支払いとその年の品質、収量に基づく数量支払いから成り、今後は登録手続や加入要件の作業を行うことになっております。

そこで、これら対策の導入による農家所得への影響についてであります。今年8月に国から示されました本市の品目ごとの面積単価におきまして、大豆では111%、甜菜が93%、でん粉、原料用バレイショが90%となっておりますので、ほぼ国の標準助成額が支払われることとなっておりますものの、小麦につきましては、国が示す標準的助成額の37%と低く設定されていることが大きな影響であります。この小麦の面積単価が低くなった理由につきましては、お話にもありましたが、この算定方法が過去7年間の最高・最低の反収を除く5年間の平均値に基づくもので、本市においては、収穫時の気象災害等により、収穫量としては確保できたものの、対象となる規格内の出荷数量が大幅に低下した年度が連続したことが要因となっております。

このため、多くの農業者が小麦の作付を行う中で生産コストに対する価格保証対策としながらも、一定の規格内数量のみを価格保証の対象とする仕組みのため、19年以降7割の面積支払

い額が低く固定されますことから、所得の目減りは明らかとなっております。

また、数量支払いにおける規格ごとの単価につきましても、これまでの麦作経営安定資金における品質格差額よりも実需者ニーズに応じて、例えば小麦1俵当たりの価格で申し上げますと、1等では2,110円のもの2等では950円と大幅な品質格差額が設定されておりますことから、このことによる農家所得の目減りも懸念されます。

更には、販売価格そのものにおいて市場価格へとゆだねられますことから、消費者、実需者ニーズに応じた高品質で良質な農産物の生産体制が求められることになっていきます。

これらのことから、この制度の導入により、面積支払い、数量支払いによる助成額にあわせて、販売物までもが市場に対応した生産体制が強く求められておりますことから、生産技術や販売、流通体制の向上はもとより、生産基盤である土づくりなどへの取り組みを一層強化することにより、安全・安心で良質な生産を目指さなければなりません。

また、この対策の対象となる農家は経営規模などの要件を満たした認定農業者や組織経営体であり、対象とならない高齢農業者や小規模農業者において他の作物への転換を余儀なくされ、更には新しい作物への機械装備など新たな投資も生じてまいりますことから、これらへの影響もあるものと考えられるものであります。

しかしながら、本市の農業につきましては、高齢農業者、小規模農業者、担い手農業者がそれぞれ役割分担しながら、水稲とともに畑作4品と野菜に地力作物を加えた輪作体系に基づく作付体系を基本とし、今後とも生産振興に努めてまいらなければならないと考えております。

本対策は、価格の上下による所得の平準化に向けて、品目ごとの価格政策から経営単位の施策へと移行し、担い手の育成・確保をするものとなっておりますことから、制度の骨子は十分理解できますものの、まだ詳細が未確定な点もあることとあわせて、特にお話のございました小麦につきましては、国が示す標準価格とはかけ離れた収穫量の取り扱いなど農家への影響も大きく、この制度設計の不備な点については、これまでも平成18年6月の全道市長会から、国と道に対しまして、交付金の算定に当たっては地域の実態に即した柔軟な仕組みとなるよう要望いたしてきております。

更に、10月の全道市長会におきましても、春の要望に加え、収入変動対策へ十分対応できる制度の運用となるよう要望いたしており、11月におきましても、これまでと同様の趣旨で国に対して要望いたしているところでございます。

今後とも、あらゆる機会を通じまして、関係先に対して取り扱いなどについての改善や是正に向けての要望活動を引き続き行い、関係機関一体となって、本市農業者の所得確保と地域全体の農業振興に向け努力してまいりたいと考えております。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、地域医療にかかわっての多寄医院についてお答えをいたします。

初めに、多寄医院の閉院の理由についてであります。医院を運営するためには医師と看護師のほかには医療保険請求業務を行う事務職員が欠かせないことから、松田医師の着任時には、市が前任の医師が雇用していた事務職員と看護師を松田医師に紹介して、診療業務を開始したところでございます。その後、この事務職員が退職することになり、新たに職員を採用し後継者として指導・育成に努めましたが、医療保険請求業務は特殊な業務のため、後継者が育たない状況にありました。

このため、松田医師は昨年3月より医療保険事務を派遣会社に委託して診療を続けてまいりましたが、本年9月に多寄医院に派遣されている職員が退職するため、12月から職員の派遣はできないとの申し入れが派遣会社からありました。そこで、松田医師は、ハローワークを通じるなど、あらゆる手段で後任の事務職員の確保に努めてまいりました。

また、市では、松田医師から、後任の医療保険事務のできる事務職員が確保できない場合には医院の運営を継続できないとの報告を受けるとともに、後任の職員確保について協力の要請がありましたので、他の派遣会社に派遣を依頼するなど事務職員の確保に努めてまいりました。

しかしながら、医療保険事務につきましては、本年4月の診療報酬改定に伴い医療費の内容のわかる領収書の交付が必要になるなど、専門的な知識が必要な特殊な事務でありますことから、こうしたことに精通した事務職員を確保することは極めて難しい状況にありました。

このような状況の中で、松田医師はぎりぎりまで事務職員の確保に努めてまいりましたが、11月21日になっても事務職員確保のめどが立たないことから、11月30日をもって閉院することになったところでございます。

次に、多寄医院に通院している患者への対応としましては、松田医師が11月6日に、事務職員が見つからないため最悪の場合は11月30日をもって閉院する旨の告知文を院内に掲示して、患者さんにお知らせをしておりますし、更に11月21日には、11月30日をもって多寄医院を閉院する告知文を掲示し、患者さんにお知らせをいたしております。

また、市としましては、12月1日に多寄町民の皆さんに、チラシを全戸に配布して多寄医院の休診のお知らせをいたしたところでございます。

今後の医師確保についてであります。多寄医院が休診となりますと地域の患者さんの皆さんの影響が大きいので、医師の確保が急務となりますので、北海道地域医療振興財団に医師の紹介を依頼するとともに、長期休診とならない対応策を含め、地域の皆さんと十分協議しながら医師確保に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から、市立病院に関する質問にお答えをいたします。

市立病院の問題につきましては、昨日の一般質問でも答弁をいたしましたが、地域の医療を支える公立病院は、住民の健やかな生活を守るために日夜必要な医療を提供しておりますが、

医師の地域偏在による医師不足の問題は大きな課題となっており、公立病院の経営にも大きな影響を与えております。

また、本市の市立病院を初めとする道内の公立病院を取り巻く環境も依然として厳しく、北海道22市立病院の平成17年度の決算状況を見ますと、黒字となった病院は2市の病院のみでありまして、残る病院はすべて赤字決算になるという厳しい経営状況になっております。

このような中であっても、市立病院ではこれまで、市民の皆様を初め地域住民の方々が健康で安心して暮らしていくためにさまざまな努力をしてきましたが、医師不足は地域医療を行っていく上で課題となってまいりました。年間5,000人の医師が増えている状況にありながら医師不在が全国的な課題となっていることは、労働条件のよい大都市圏に医師が集中する傾向にあり、そのことにより大学の医局へ入局する医師が減少しており、この影響が本市の市立病院にも及んでいるわけでありまして。

病院において医師が不足するという事は、即経営状況にも影響するわけでありまして、市立病院においても、この2年間で4名の常勤医師が減少したことが不良債務を増大させた主な原因でもあるわけでありまして。

この間には、費用の削減ための努力を行ってきたところではありますが、患者の減少による診療報酬の減額は大きく、加えて、今年4月のマイナス改定によって大きくその影響が出てきております。

このように、病院経営は大変厳しい状況にあるわけで、赤字経営から脱却していくための方策として最近挙げられてきたのが、病院経営の責任の明確化と、管理者に対する権限を付与するための、地方公営企業法の全部適用の推進であります。この全部適用を行いますと、人事権、予算編成、料金徴収、労働協約など広範囲な権限が管理者に付与され、責任が明確になるものと言われておりますが、これまでの例として、企業法を全部適用させたとしても権限の移譲が十分行われない例もあり、特に人事管理、給与の運用、組織定数、予算編成などに関しては問題が残る例が多いと言われております。

しかしながら、全国的にはこの公営企業法の全部適用を行う公立病院が増加している傾向になっており、北海道におきましても、札幌市、函館市が適用しているほか、留萌市、稚内市の市立病院においても公営企業法の全部適用を実施する予定でありますので、今後、先進病院の例を参考に検討してまいりたいと存じます。

また、この公営企業法の全部適用のほか、医師確保の問題につきましても今後の経営の健全化を図っていく上で重要な柱となっておりますので、引き続き北海道や医育大学、各関係機関に対し医師の要請活動を行い、健全経営のための努力をしていきたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 8番 柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） 平成18年第4回定例会におきまして一般質問をいたします。

まず初めに、ふるさと大使について質問をいたします。

市長のさきの行政報告で、札幌市土別ふるさと会が札幌市で開催され、また東京都において東京土別ゆかりの会が開かれ、いずれも、ふるさと土別への思いをはせる多くの方々との懇談の中で意義ある交流を深めてきたとありました。また、友好都市の三好町との交流では、産業フェスタ三好2006において土別産の野菜やジンギスカン、いももちなどの販売をしながら交流を深め、土別のPR活動を行ってきたという報告がありました。このような交流は子供たちにも伝わることで大きく広がる大切なことですので、今後におきましても実りある交流活動が続くことを願っております。

さて、本市にはふるさと大使というのがありますが、このふるさと大使についてはどのような目的で、いつから始まったのでしょうかお伺いいたします。

土別ふるさと大使の名簿には10名のお名前がありますが、その中で土別出身者は2名というだけで、非常に少ないと思います。名簿に載っている方々は、もちろん土別とはかかわりの深い方ばかりと思いますが、この方々はどういう基準で大使に決まったのでしょうか。

全国各地、それぞれの分野で活躍している土別の出身者が、住んでいるその土地の人々に土別を知ってもらい、土別のPRをしていただくことをすれば、もっと土別の出身者が多くいてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

一世を風靡した人の中には、かつては偉大なボクサーだった人も、女性の歌手の方もいます。そして、若い漫画家も現在中央に出て活躍しています。全国各地で活躍している土別出身者はまだまだたくさんいると思います。現在の10名のふるさと大使とはどのようなつながりを持ち、情報の交換をされているのかお聞きいたします。

土別を離れ、土別を思う人が全国各地にいることを思い、これからもふるさと大使をもっと増やして、大使を媒介としてお互いに励まし合い、応援をしながら一層大きく、深くつながっていくことを願いまして、次の質問に移ります。

次は、少子化対策と特定不妊治療の治療費助成についてのお尋ねです。

全国的な産科医不足とそれに伴う医師の遍在により、分娩可能な医療施設が減っている現状の中で、道内でも分娩中止の病院が増えています。本市の市立病院も産科がなくなって分娩中止となり、他の町の病院での出産ということになってしまいました。妊婦はもとより、家族の不安も大きく、また住民にとっても大変大きな問題となっております。

少子化が叫ばれている中で、全国的には今年1月から6月に生まれた赤ちゃんの数が前年同期を上回ったという新聞記事を見て少しは喜びましたが、道内で次々と分娩中止の病院が増えているということは、少子化に拍車をかけているのと同じようなものです。子供は欲しいけれども地元で産めないという不安が大きく決心できないでいる方、子供は欲しいけれどもできないで悩み、不妊治療の高い治療費を考えて決心できないでいる方、いずれも、出産の可能性はありながら前へ進めないのは非常に残念なことです。

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を対象とした特定不妊治療は保険適用外のため、治療費が非常に高くなります。若い人にとっては、この治療を受けることは経済的にもなかなか

困難なことです。少子化対策の一つとして道の助成があると聞きましたが、その助成の内容をお聞かせください。

出産を希望しながら治療費のことを考えて決心しかねている人がいるとしたら、このような方たちには何とか救いの手を差し伸べて、出産が可能となるように、特定不妊治療費を本市としても道の助成に上乘せをして助成することを希望しますが、いかがでしょうか。

何とかして少子化に歯どめをかける方策を立て、安心して子供を産み育てることにしっかりと取り組んでいかなければ、すべての人々の将来に明るい光は見えてきません。内閣府が昨年10月から12月に行った少子化社会に関する国際意識調査で、日本では53.1%の人が「今より子供を増やさない」と答え、その理由として、「子育てや教育にお金がかかる」との回答が半分以上を占めたということです。このようなことを聞きますと、現在の日本で子供を産み育てることの難しさを痛感しているところです。

道内では、少子化対策のためや子育て支援策のために独自の制度を設ける自治体が相次いでいるといえます。三笠市では、小学校の給食費を今年4月から無料にしました。また栗山町では、第3子出産に30万円、第4子出産に50万円、第5子以降に100万円を贈る、すこやか赤ちゃん誕生祝金条例を制定しました。

安倍晋三首相は、就任後の所信表明演説で、少子化対策などに独自に取り組む自治体に対し新たに地方交付税を交付する、「頑張る地方応援プログラム」を来年度からスタートすることを明らかにしています。このことに対しまして、今後、市町村ごとに独自の支援策を考え出す自治体が増えてくると思いますが、士別市独自で少子化対策、子育て支援策で実施していることがあればその内容と、今後の考えなどをお示しください。

次に、住居表示についてお伺いします。

私は、平成16年に市街地の条丁目表示について質問をしましたところ、すぐ実態を調査し、市内の約1,000カ所、事業費で200万円程度を見込み実施に向けて検討するという答弁で、それが早速、翌年から3年計画で実施に入りましたが、現在までの進捗状況をまずお知らせください。

全市的に、中心市街地を除くと、地区によっては入り組んでいる住所やわかりづらい町名も多くあると思いますが、私は、市内の北方面の、一般的に言うところの町名の設定についてお尋ねいたします。

大通北3丁目から北の方面と北町の一画の条丁目が複雑に入り組んでいて、非常にわかりづらい表示になっています。北の方面に向かってどんどん住宅が増えたということもありますが、現在の表示でいえば、その増えたところが大通北9丁目、また東1条北9丁目、そして西2条北9丁目とあり、そこに北町の一画が加わります。それが入り組んでいるものですから、同じ地域に住んでいる市民も混乱しているところです。住宅街の一画の中で隣り合わせで住居表示が違っていたり、住所が飛び飛びのところもあります。屯田地区の北8丁目から天塩川の土手まで北9丁目ですから、北9丁目は相当の広さになっています。

住民の願いは、何とかすっきりとした条丁目あるいは町名にしてほしいということです。今のままですと、救急事態が発生したときやその地域を訪ねてきた方のことなどを考えると、とても心配です。今後、市として、町名の設定について整理をする計画はあるのでしょうか、あるとしましたらそのお考えをお聞かせいただいて、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えをいたしますが、私からふるさと大使に関する御答弁を申し上げまして、少子化対策については保健福祉部長から、住居表示につきましては建設水道部長の方から御答弁を申し上げることにいたします。

お尋ねのありましたふるさと大使につきましては、土別の魅力を全国に広めていただくために、道内外に居住されている本市出身者やこれまで本市とゆかりのある方に対して、その方の持っているこれまでの人脈、仕事を通じた日常生活活動を通しての土別市のPRを行っていただくこと、また本市の観光やまちづくりに提言をいただくこと、更には各種の情報提供をいただくことを目的に、平成11年から委嘱をしてきたところであります。

また、大使につきましては無報酬で、任期につきましては特に定めはありませんが、そうした中で活動していただいております。そのために、本市の概要やイベントを刷り込んだ見開きの名刺あるいは観光パンフレットをお渡しするとともに、定期的には広報しべつを送付するなど、本市の情報をお届けしておるところでございます。

次に、大使を決める基準についてお尋ねがございました。

選考に当たりましては、基本的な考え方としては、道内外に居住している本市出身者及びゆかりのある方で、経済界、学界、マスコミ、文化、芸術、スポーツなど各界で活躍されておられる方、あるいは本市に居住したことまたは勤務したことがある道外の在住者の方で、事業の趣旨に賛同し協力をいただける方を対象としております。

次に、土別市出身者が多くいてもいいのではないかとということでありました。当初委嘱に当たりましては、先ほど申し上げました基準に沿って土別市出身者6名及びゆかりのある方9名、合わせて15名を選出し、委嘱に当たっての事前確認をいたしましたところではありますが、本市出身者3名、本市ゆかりのある方1名から辞退の申し出があり、11名の方を委嘱させていただいたところでございます。

辞退された4名の中には、お話のありましたボクサーや漫画家、更には歌手の方もいらっしゃいましたが、辞退される理由としては、ふるさと土別への愛着は持たれているものの、これまでも自分のできる範囲で土別を応援してきたことから、あえてふるさと大使という形ではなくて、これまでどおりの応援を続けたいということでもございました。その後、団体の役員の交代などで、現在は土別市出身者2名、ゆかりのある方8名となっております。

次に、ふるさと大使とのつながりについてのお尋ねであります。大使が来市の際あるいは私が出張の際には、時間の都合がつくときには大使との情報交換の場を設けておりますし、東京土別ゆかりの会においても、総会の開催の際にはふるさと大使にも御案内をいただいている

ところであります。

これまでに、大使の方々には市内における講演会やシンポジウムで、本市のまちづくりへのアドバイスをいただいたり、本市の農産物の生産や流通に関して貴重なお話も伺っております。また、特に陸上関係者の大使の方には、テレビでの解説の際にたびたび土別を話題として紹介をいただいておりますし、本市のスポーツ合宿への取り組みや、ドイツ・スイスナショナルチームの受け入れの際の留意事項についてもアドバイスをいただいているところであります。

更には、近年の地域医療を取り巻く諸情勢についてはさまざまな情報もちょうだいするなど、機会あるごとに、農業、観光、スポーツ、医療など本市まちづくりにかかわる広い範囲での御提言をいただいております。

今後におきましては、朝日町出身者も含めて新たな委嘱を検討するとともに、更に大使との交流や情報交換を深め、土別の魅力を全国に一層PRをしながら新市のまちづくりに努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、少子化対策についてお答えをいたします。

初めに、不妊治療についてであります。子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず子供に恵まれないことは、家庭的に、また社会的側面も含めて深刻な問題となっております。こうした状況にある夫婦は10組に1組いると言われており、何とかして我が子を抱きたいという切実な思いを実現するためには、不妊治療に頼らざるを得ない現状にあります。

また、近年、不妊に関する医学は著しく進歩し、不妊治療を受ける夫婦が増加しておりますことから、不妊に対する新しい知識の普及及び相談など、一層の支援が求められているところであります。

そこで、道の不妊治療助成についてであります。高度の不妊治療になりますと多額の治療費を要することから、次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図ることを目的に、国の特定不妊治療費助成事業により、北海道が事業主体となって医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療に対して、平成16年度から、医療費の一部を助成する措置が講じられてまいりました。この助成事業につきましては、対象となる治療は体外受精及び顕微授精の特定治療で、対象者は道内に住所を有する法律上の夫婦で、夫婦合算の所得が650万円未満の方となっております。

助成内容につきましては、1年度当たり10万円を限度として、助成期間は、平成17年度までは通算2年間となっておりましたが、平成18年度から通算5年間に拡大されております。

また、こうした不妊に関する専門の相談窓口としましては、道の委託を受けて旭川医科大学が不妊専門相談センターを開設して相談を受けていますし、名寄保健所においても不妊に関する相談及び助成事業の窓口となっておりますので、不妊で悩んでいる方のために、広報しべつやパンフレットなどでお知らせをしているところであります。

そこで、道の助成事業に上乘せをした市独自の助成措置を講ずるべきとお尋ねでございますが、現在道が事業主体として実施しています不妊治療の助成事業につきましては、国において助成事業の見直しが検討されており、その内容としましては、給付金額が現行の10万円から20万円の引き上げと、所得制限につきましては、現行の650万円から920万円の引き上げについて検討されているところであります。

また、市独自の助成措置につきましては、子供を産み育てたいという希望を持ちながら子供ができない夫婦に対する支援は、少子化対策としても重要なことと考えておりますので、国の不妊治療助成事業の動向を見きわめるとともに、他の自治体の取り組み状況を把握しながら検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、本市の少子化対策についてのお尋ねであります。我が国では、明治32年に人口動態の統計を取り始めて以来初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。平成17年の合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録しております。この少子化傾向が続きますと人口減少は加速度的に進行し、100年後には日本の人口は現在の半分以下になると見込まれ、人口の高齢化も更に進行し、やがて3人に1人が65歳以上という極端な少子・高齢社会となると予想されております。

さて、議員のお話にありましたように、国は、「頑張る地方応援プログラム」を推進するため、本年10月13日に、頑張る地方応援室を総務省大臣官房に設置されております。この応援プログラムの基本的な枠組みの中に少子化対策への取り組みが含まれており、これら具体的なプログラムの内容については、12月中旬ごろに決定・公表される予定であります。

そこで、お尋ねの本市における取り組み状況であります。国の制度や補助金、交付金の対象とならない本市単独の事業について申し上げますと、土別市認可外保育所運営事業補助、子育てを支援する提供会員と支援を依頼する会員相互による子育てサポート団体「むっくり」に対する支援、母子家庭などの児童の小学入学に際し支度資金を給付する事業、災害遺児への年金支給、また朝日地区のみ実施しております朝日保育所の遠距離通園児童の保護者には通園費を助成する事業、父または母がなくなった場合などの遺児手当支給事業などがあります。

今度の本市の子育て支援策の方向性であります。昨年度から実施をしております土別市次世代育成支援行動計画に沿う形で進めたいと考えております。

なお、本計画の実施に当たりましては、検証と見直しを行うための組織である土別市次世代育成支援行動計画推進懇談会を設置しており、その中でニーズの把握や検討を行い、場合によっては、当初計画にない本市独自のハード・ソフト事業についても積極的に取り入れることができるものと考えております。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、住居表示についての御質問にお答えをいたします。

最初に、条丁目表示板設置事業の進捗状況についてお尋ねがございました。

本事業につきましては、平成16年度より計画的に実施してきており、本年度で3年目を迎えております。そこで本事業の進捗状況であります。まず平成16年度におきましては国道40号線より西5条までの1丁目から13丁目の区域で243カ所、平成17年度は国道40号線から東10条までの6丁目から13丁目の区域で223カ所、そして本年度は国道40号線から東10条までの1丁目から6丁目の区域で139カ所について実施し、3年間の合計では表示板605カ所、事業費約120万円をもって条丁目表示板を設置してきたところでございまして、進捗率につきましては約60%となっております。

本事業につきましては、当初3カ年の計画でありましたが、初年度の取り組みにおいて、短期間で家屋や車庫等の所有者から表示板設置の同意を得ることが非常に難しいことなどもありまして、期間を延長し、5カ年で計画を実施しているところでございます。

そこで、今後の表示板設置計画でございますが、平成19年度におきましては北1丁目から北4丁目の区域で約200カ所、平成20年度は北5丁目から北9丁目までの区域で約200カ所を実施し、本事業を完了する予定であります。

次に、町名設定についてのお尋ねがございました。

本市の町名設定につきましては、昭和29年7月1日に施行されたところでありますが、当初の区域設定につきましては、市街地領域の中においても農業地域で住宅戸数が少ないところについては、比較的大きな区割り町名設定をされたところでございます。しかしながら、これらの区域で道路網の整備や宅地造成等がなされたことによりまして、当初の設定では住宅の所在がわかりにくい区域が出てきたことから、地域の実情に合わせてこれまでも随時改正を図り、わかりやすい町名の設定に努めてまいったところでございます。

今日までの主な改正状況を申し上げますと、昭和54年度に東山の一部を東丘1丁目、2丁目、3丁目に、平成8年度には西5条1丁目から13丁目の区域について新たな町名設定を行い、また平成9年度には南町1区、2区及び3区の一部について、それぞれ改正を実施してきたところでございます。

そこで、御質問のございました大通北3丁目より北側区域の町名の改正についてでございますが、この地域につきましても、当初比較的大きな区割り町名設定が行われた区域でありまして、その後昭和40年代におきまして大規模な土地区画整備事業が導入され、それに伴う改正も随時行ってきたところでございます。

しかしながら、一部地域につきましては町名の欠番や道路を挟んだ隣接地での町名の不一致が見られ、また大通北9丁目や北町につきましても、かなり大きな区割り町名設定が行われているために、所在がわかりづらい区域が存在している状況となっておりますが、町名の改正となりますと非常に困難をきわめる箇所もございまして、

したがって、市といたしましては、現在、東山町の一部について町名の改正を実施するための具体的な作業を進めているところでもありますので、この改正が終了した後に、地元関

係者の方々とも十分相談をさせていただく中で、地域の実情に合った、よりわかりやすい町名の改正に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 4番 井上久嗣議員。

4番（井上久嗣君）（登壇） 平成18年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

まず初めに、さきの決算審査特別委員会でも触れさせていただきましたが、企業誘致対策に関して質問をさせていただきます。

景気の拡大が今から40年ほど前に5年近く続いた、いわゆるいざなぎ景気を超え、戦後最長になったと言われていています。しかしながら、現在の景気回復は、世界第2の経済国家になる原動力となったいざなぎ景気のような全産業にわたる急成長と、それに伴う大幅な所得水準の向上があった当時とは大きく異なります。

今回の景気拡大は、一部の大企業が過去最高益を計上するなど、大企業に偏った業績改善が目立ち、しかも給与所得への反映が少なく、実感がわかないものとなっております。また、格差社会とも言われていますよう都市と地方のあらゆる格差は開くばかりで、特に北海道や、とりわけこの士別市においては、景気の拡大など全く別世界と思われる状況が続いております。

本年10月31日、厚生労働省発表による有効求人倍率によりますと、9月の有効求人倍率は全国で1.08倍と、昨年12月から10カ月連続で1倍を超えています。最も高いのが当市と御縁の深い三好町や豊田市のある愛知県で、実に1.89倍となっており、まさに人手不足の状況となっております。

トヨタグループの中核企業であり、大手自動車部品メーカーであるアイシン精機の苫小牧進出が本年2月に発表されましたが、本社があります愛知県での雇用確保はますます厳しくなるという状況の中、優秀な労働力を確保するニーズにこたえられる地域として北海道の苫小牧を選び、来年4月の操業開始を目指すと報道されております。これも、愛知県ならではの雇用環境に起因するものであります。

一方、北海道の有効求人倍率は0.61倍と愛知県の3分の1以下であり、回復の兆しが全く見えません。さきの士別市雇用対策協議会の発表によりますと、1市2町の5つの高校における新規高卒内定者が10月末現在で37.4%となり、この時期としては過去5年間では最高になるなど、幾分改善された数字もありますが、ハローワーク士別の求人情報数などを見ますと、お隣のハローワーク名寄の求人情報数と比べ、その1～2割ほどしかない状況が依然として続いております。士別地方の格段の厳しさが如実にあらわれています。

さて士別市は、昭和50年代、トヨタ自動車やヤマハ発動機などの寒冷地テストを中心とした試験場の誘致に成功をおさめるなど、誘致企業の存在は現在の地域経済になくしてはならないものとなっていることは、私が申し上げるまでもございません。

そこでお尋ねをいたします。ここ数年の士別市としての企業誘致対策がどのように進められ

ているかお教えてください。またあわせて、具体的成果もお教えてください。さきに申し上げたとおり、決算審査特別委員会の中でも質問させていただきましたが、より詳しくお答えいただきたいと思います。

士別市は、三好町や豊田市などつながりの深い自治体、企業も少なくなく、市長によるいわゆるトップ外交も行われていることと思いますが、こういった時期こそ、積極的な誘致運動が必要と思います。また、スポーツ合宿の里士別として、現在までに築かれた企業とのつながりを最大限に有効に活用する可能性はないのでしょうか。

士別市は、平成15年10月の士別剣淵インターチェンジの開通により、旭川空港から約1時間、札幌まで約2時間で結ばれ、大都市とのアクセスが格段に向上いたしました。また、1市2町を初め、この道北圏には潜在的な豊富な労働力を有しています。地価の安さはもちろんのこと、自然災害も少なく、特に地震などの大災害においては、文部科学省所管の防災科学研究所が発表した地震度予測地図によりますと、今後30年間、50年間の地震の確率が全国の中でも極めて少ない地域であるなど、プラスの要素は決して少なくありません。

そのような中、平成18年度の企業誘致対策費が124万2,000円計上されていますが、既存の誘致企業関連への対応が主要なものと思われ、その額、内容ともまだまだ足りないと感じる次第です。

私は、企業誘致が決して簡単なものとは考えておりませんが、あきらめることなく、この地域の具体的長所をわかりやすく、なおかつ細かくPRして、今まで以上の企業誘致対策を、地元経済界とも連携をとりながら士別市として取り組むべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

さきの新士別市総合計画市民アンケート調査の結果報告書の速報版によりますと、仕事を得る機会に対する項目で、無回答を除く695人の回答の中で、「満足」、「やや満足」が158人、それに対しまして「不満」、「やや不満」が384人と、不満に思う人が満足と思う人の約2.5倍もあるのがまさに現況であります。

苫小牧のトヨタ自動車北海道の最近まで社長をされていた狩野氏は、当時ある取材でこう述べられています。北海道はもっと本州に向けて積極的にPRが足りない、例えば東京の方は北海道を知っていても関西の方はそんなに知らないようです、知らないところには企業進出をすはずもありませんと言われた言葉が非常に印象に残っております。

続いて、現在の北海道立士別高校の校舎とその関連施設についてお尋ねいたします。

御存じのとおり、道立である士別高校と士別商業高校は来年度より統合・再編され、士別翔雲高校という名称のもと、新設高校としてスタートいたします。来年度も引き続き在校生が学ぶ現在の士別高校の校舎は、新設高校の校舎増設工事が平成19年度中に完成する予定であり、その後は現士別高校の校舎等が使われなくなるとお聞きしております。

さて、北海道立であり、また現在士別高校として生徒が学んでいるさなかではありますが、閉校後のこの校舎等の活用の可能性は、早い時期から十二分に協議するべきものと考えます。

解体されてしまうのは簡単なことですが、有効活用の道があるのであれば早い時期に検討を進めるべきと考えます。

この校舎はロケーションのよい小高い丘陵地にあり、近くには土別市営陸上競技場、土別市営球場、またグリーンスポーツ施設へとつながる環境の整った恵まれた場所にあり、多くの可能性を秘めているものと考えます。

例えばその利用法として、本市が掲げるスポーツ合宿の里土別の一環として、土別市陸上競技場などと連携する施設として体育館やグラウンドの利用や、自炊型合宿所としての利用なども考えられます。また、新規就農などに係る農業研修などでの施設利用も可能ではないでしょうか。

6月の定例会で一般質問をさせていただいた部分につながりますが、2007年度問題とも言われている来年度からのいわゆる団塊の世代の大量退職期を迎え、今後期待される季節移住や週末移住の受け入れ施設としても、その周辺環境のよさから十分に利用価値が高いと思われます。また、中・長期滞在型のさまざまな体験学習での利用も可能ではないでしょうか。

さらに、今申し上げたようなものを複合的に利用可能な施設とすることなども考えられるかもしれませんが。場合によっては、既存の老朽化した公共施設の機能を移すことも可能ではないでしょうか。また、民間企業やその研修施設、学校法人などでの有効活用を探ることも考えられます。例えば本市と大きなつながりのあるトヨタ自動車では、直営で名古屋、東京、神戸などに自動車整備の専門学校を有しています。全寮制で専門性の高い学校などの誘致など、あらゆる可能性をあきらめることなく進めていくことが重要ではないでしょうか。

今述べた利用案はもちろん私の考えですが、多くの方に御意見をいただければ、まだまだ多くの意見、御提案が出るものと考えます。

当然、改修等に係る財政的な問題や維持費など、解決しなければならない問題も少なからずあることは十分に承知しておりますが、まずは部局を超え、市民や民間組織の意見も取り入れた、現土別高校校舎の有効活用を探る協議体を早い時期につくるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

当然であります。現況の建築基準法などに沿って建物の耐久性、耐震性がどうクリアできるのか、できないのか、その点を考慮してどの程度まで利用可能なのか。仮に所有権を道から移譲された場合の利用制限があるのか、移譲にかかわる予算的措置が必要かどうかなど、前段でクリアしなければならないハードルも少なくないと思います。

現在、北海道立高校として学校運営がされているさなかであり、今議会では明言できない部分もあるかと思いますが、お話しいただける部分がありましたら、あわせてお答えいただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えをいたします。私から最初に企業誘

致対策に関する答弁を申し上げますが、土別高校の校舎と関連施設につきましては総務部長の方から答弁をいたします。

本市は、積雪寒冷の厳しい自然環境を生かして多くの自動車関連の試験研究施設の誘致に官民挙げて取り組んできたことは、先刻御承知のとおりであります。特に、昭和57年のトヨタ自動車土別試験場の第1期工事を皮切りに、平成元年にはヤマハ発動機土別テストセンター、平成4年にはダイハツ工業自動車試験場、平成6年にはブリヂストン北海道ブルーピンググラウンドの誘致が実り、道内でも先導的な取り組み事例として広く紹介をされているところでもございます。このほかにも、中半産業や北海道農材工業、舗装事業者の協業化による名士グリーンアスコンも新たに進出されたところでもございます。

次に、具体的な成果についてであります。本市に立地をしております自動車関連企業の役員もしくは幹部の方たちにも、面談できる際には私も機会あるごとに、積極的にこの試験施設の整備・拡充についてお願いをしておるところであります。実は一昨年にも、大阪にありますダイハツ工業本社におきまして開催されておりますアイコン祭に、アイコン祭というのはアイデアコンテストということですが、これに私も出席をさせていただきまして、朝からこのアイコン祭が終わるまでの一日間、当時の山田社長さんとも同席をして、自動車に関連するいろいろな情報交換をさせていただいたところでもあります。

こうした積み重ねが実を結んで、本年10月にはトヨタ自動車土別試験場のダイナミックスパットコースの竣工に続き、来年には、ブリヂストン北海道ブルーピンググラウンドの雪上直線路延長工事も竣工する運びであります。拡張工事に際しましては市が総合窓口となり、農地法、森林法、文化財保護法等の許認可事務に係る支援、関係機関との調整を進めるなど、企業側との連携を図ってきているところでもございます。

そこで、自動車関連企業等の進出に伴う具体的な成果といたしましては、まずは約200名の社員とその家族による定住人口の増加、年間2万人以上に及ぶ出張者による交流人口の増加が上げられ、このほかにも市税収入の増や、あるいは地元建設業者がコース整備を請け負っているケース等もございます。

このように、本市にはトヨタ自動車を初め国内を代表する自動車関連企業の試験・研究施設が集積をしていることは、他に誇れる最大の財産であると思っております。今後、積雪寒冷地における燃料電池等の技術開発が進むにつれて、また新たな試験需要も期待できますだけに、これが実現に向けて、引き続き要請をするとともに、試験・研究を求める新たな企業等に対しても積極的な参入を促し、より集積度を高めて、自動車等試験・研究の町の確立に向けて一層努力をしてまいり所存であります。

なお、トヨタ自動車における本市への試験場立地や苫小牧への組み立て工場の進出等々、道内には数多くの自動車関連産業が立地をしておりますことから、一層の立地促進とその集積を図るために本年8月に設立されました北海道自動車産業集積促進協議会に本市も加盟をして、これまで本市が取り組んできた自動車試験施設の誘致の実績を、進出希望の企業に対し積極的

にアピールしようとしているものであります。

企業誘致は、地域経済の活性化のためには極めて有効な手段であります。さまざまな課題もまた抱えているわけでございます。道内におきまして、IT関連や製造業が臨海型・臨空型地域へ集積している現状、企業の投資意欲は回復傾向にあるものの都市圏に集中するといった顕著な傾向、高額の助成金や成功報酬制度を創設するなど、誘致活動が高度化してきておりますが、製造業では北海道はその技術が乏しいと指摘をされております。この分野におきましては海外生産割合が高まるなど、企業誘致活動は大変厳しさを増してきております。

全国的には景気も緩やかな回復基調にあると言われておりますが、北海道、とりわけ道北経済はいまだその低迷から脱出できない厳しい状況が続いておりますだけに、私もトップセールスマンとして、今後とも、あらゆる機会や人脈を通して本市が有する特性を積極的にPRするとともに、商工会議所を初めとする地元経済団体と連携を深めながら、新たな産業の振興、雇用の創出に今後とも鋭意努力をしてみたいと思っております。

また一方においては、地域の産業振興を図るためには、外部からの企業誘致のみならず、地域資源を生かした新たな地場産業を掘り起こし、地元企業の振興を図ることにより雇用を生み出すなど、経済活動を活発化させていくことも重要なことでもあります。

本市では、こうした地元企業を含めた事業活動を支援すべく企業立地促進条例を制定し、要件を満たした事業所の新設あるいは増設に対して、事業所設置や雇用奨励の補助、固定資産税の免除等の措置を講じているところでもあります。

近年、この制度を利用し、工場の増設等により助成措置を講じた企業といたしましては、デイリーサポート土別やあるいは北海道農材工業、北拓フーズの食品加工工場、日本甜菜製糖のマットろ過機の整備等がございまして、このことによって31名の新規雇用が図られたところであります。

更には、今後の方向を示すものとしては、昨年官民が連携をして立ち上げましたサフォークランド土別プロジェクトがあらうかと思っております。このプロジェクトでは、サフォークの供給体制の整備や販路拡大を目指して、オリジナルメニューの開発や冷凍技術の研究、特産品の商品化への検討に取り組んでおり、こうした動きの中で民間企業がサフォーク生産に参入するなど、地域の個性のある資源に着目した動きも出てきております。サフォークについては、既に羊毛製品の商品化が実現をしておりまして、今後は更に一体的な展開によって、本市を代表するブランドとして期待をされるものであります。

本市にはすぐれた農林資源が多くあります。現在も木材関係や農産物関係で個性のある事業展開を行っている企業もありますが、これら資源を有効に活用した地元ならではの起業化、つまり仕事を起こして地域の企業に育て、オンリーワンとも言える土別ブランドを創造していくことも、極めてこれは大きなこれからの課題でもありますので、鋭意これらに取り組んでまいりたいと考えております。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、土別高校の校舎と関連施設についてお答え申し上げます。

土別高校閉校後のさまざまな活用方策について、御提言を含めての御質問であります。

北海道教育委員会は、平成19年度の公立高校適正配置計画の中で、土別高校と土別商業高校を統合・再編し、新設高校として土別翔雲高校を開設するものであり、このたびの統合・再編によりまして19年4月から土別高校は募集停止となり、新設高校は土別商業高校の校舎を使用、1学年普通科4間口と総合ビジネス科1間口の、計5間口の200人の定員で募集を行うこととなります。

平成20年3月をもって閉校となります土別高校の校舎につきましては、校舎は鉄筋コンクリートづくり4階建て、面積は約6,900平方メートル、体育館は鉄骨づくり一部2階建ての約1,000平方メートル、そのほかにも格技場などを含めると総面積は約8,600平方メートルで、昭和51年に現在地に移転・改築され、建設後30年を経過した建物であります。この間、平成7年には校舎外壁及び給水管の大規模改修を行うとともに、昨年耐震診断を実施した結果、今後、施設の耐震補強に多額の費用を要するものと伺っております。

そこで、議員から閉校後の校舎及び体育館の活用について御提言がございましたが、現時点で、地元での再活用あるいは解体等を含め、道教委側からのお話は一切ない状況にあります。

お話にあったような自炊型のスポーツ合宿所、新規就農者に対する農業研修施設、団塊移住者向けの受け入れ施設や公共施設としての活用についてであります。閉校校舎を活用した事例として、旧夕張北高校を改装しスポーツ系や文化系の合宿を主に受け入れる宿泊施設に衣がえしたファミリースクールひまわりが広く周知されておりますが、譲渡後の受け皿は主に地元自治体が担うケースが見られ、その後の施設改修費はもちろんのこと、維持管理に対し膨大な費用負担が見込まれる実態にあります。

こうした中で、土別高校閉校後の取り扱いについて仮に打診されたといいたしましても、現在、財政健全化計画を策定して財政立て直しを図っている中で、維持管理に要する経費や耐震補強を含めた多額の費用負担を考えると、本施設の受け入れは大変難しいものと考えているところですので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 10番 足利光治議員。

10番（足利光治君）（登壇） 平成18年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、公共事業の早期発注についてであります。

先般の決算審査特別委員会の総括質疑中、田宮委員の質疑にもありましたが、公共事業の早期発注は、ゼロ市債等予算の中でできる限りとの答弁があったと思いますが、建設業界は大変厳しい状況にあり、国は、来年度も公共事業は3%の削減をされると言われています。建設業がますます厳しい状況に至るのは确实であります。

そんな中、発注時期によって利益率は大きく左右されます。昔から、国・北海道の予算編成によりどうしても7月後半からの発注が多いと思われませんが、天候がよく、日の長い5月・6月の事業が少なく、10月・11月に集中し、日が短く、雪空、雨の中での事業が多く、現場は汚く、雪が降れば除雪をしなければならず、余分な経費をかけながら事業を進捗しなければなりません。本州は、梅雨時期を避け、暑い夏を避け、台風時期を避け、10月から年度内に終わらせる事業が多いと聞いておりますが、この北海道、積雪の多い士別市にあつては、事業の発注時期を変えれば、必ず品質のよい成果品がつくられると思います。

まず第1点、公共事業の発注時期はどのような発注時期になっているのか。

2点目、市の施策としてゼロ市債、ゼロ国債を増やすことはできないのか。国の予算案が国会を通れば公共事業の見通しができるので、発注計画を早めることができないものなのか。

3点目、今までに公共事業の早期発注のために国・道に要請を行った実績はあるのか。今後も早期発注のために要請は行っていけないのかという点であります。

次に、まちづくり推進事業及び老人福祉対策であります。

路線バスにつきましては、過去の議会でも幾度が質疑がなされてきたところであります。また、さきの決算審査特別委員会の中でも、地域交通対策事業敬老バスについて斉藤 昇委員の質疑がなされたところであり、その中で本市のバスの実態や補助額についてありました。私は、市内バスを初めとする各路線に対する市民の要望は広範多岐にわたっており、そのニーズも多様なものがある反面、その期待も大きいものがあると思います。そこで、交通事業の効率的な経費節減、行政コストの削減によって、より効果的なバス運行ができないかという点で何点が質問させていただきます。

まず第1点目として、市が所有するバスの利用実態についてお聞きします。

市が所有するバスは、大型のものはその運行を士別軌道に委託されており、マイクロバスを1台運行していると思いますが、例えば合宿の送迎、学校行事にける送迎、行政上の業務など、どのような利用実態にあるのかお聞きします。また、これに伴い個人負担はどうなっているのかお知らせいただきたいと思います。

合併前の朝日町では、スポーツ少年団等の活動にも町のバスが利用できたと伺っておりますが、士別市ではそういった利用についてはできなかったということも言われております。現在も、こうした各種団体からは、市のバスを利用することができるといいのにと言った声も聞かれるわけですが、合併の際には各種団体の利用についてはどのように調整がなされているのか、調整の際には各種団体の声を聞いてきたのか、合併後はこれらの団体等から利用についての要請はないのかどうか。仮に要請があるとすれば、市としてこれにこたえる考えはあるのかお聞きします。

次に、2点目として、士別軌道が所有するバスについてお聞きいたします。

これまでの実績を見てみますと、それぞれのバス路線とも平均乗車率が低い状況で推移しており、もちろん朝夕の通勤・通学の時間帯は相応の人数が乗車しているわけですが、い

つの時間帯にも大きなバスが運行する必要はないのではないかと思います。そこで、土別軌道が所有するバス、大型車は何台で、マイクロバスは何台あるのか。また、仮に現行の路線で大型車両からマイクロバスへ車両を更新していった場合、その営業費用にはどのような効果が生まれるのか、行政の負担は減額されるのかお聞きいたします。

3点目として、全国の情勢を見てもとコミュニティバスの運行が積極的に実施されており、町内無料バス、ワンコインバス、ルート内であればどこでも乗り降りができるバスなど、特色のある施策が展開されている実例が見られます。

さきにも申し上げましたように、朝夕の通勤・通学の時間帯は別として、平均乗車率が多くても6～7人程度の低い状況で推移している現状にあって、例えば昼間の時間帯の便数を減らすことで経費の節減を図り、その代替として、どこでも乗り降りできるバスに変更できないものなのか、バスの小型化に合わせて経費を削減できるとすれば、新たなシステムを構築していくことが可能ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、さきの補正予算の質疑で、北口議員質問にの答弁されておりました交通システムを考える新たな組織についてお尋ねします。

平成15年に、利用者に対するサービス内容の向上を目的に、運輸局の支援を受けて、地域の交通実態を検証する公共交通活性化総合プログラムが実施された経過があるとお聞きしておりますが、推進会議においては本市の公共交通についてどのような現状を把握し、その成果としてどのような実績を上げてきたのか、今後の本市の課題をどのようにとらえてきたのか、いま一度改めてお聞きしたいと思います。

また、今回設置しようとしている協議機関についてはどのような機能を持たせ、どんな内容の協議を行おうとしているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） 足利議員の御質問にお答えをいたします。私から公共工事の早期発注に関する答弁を申し上げますが、まちづくり推進事業と老人福祉対策につきましては総務部長の方から答弁を申し上げることにいたします。

本年度の公共工事につきましては、当初の計画で27億円の工事についてすべて発注を終え、順調に進捗し、糸魚小学校、北部団地などの2カ年で実施する事業を除いて、おおむね予定ど

おり完成をいたしたところであります。

そこで、これら工事の今年度の発注状況についてであります。6月末で54.7%、8月末で78.4%となっており、例年におきまして、8月までに7割から8割程度の発注に努めているところであります。ただ、路盤改良工事の完成がなければ施行できない舗装工事あるいは排水管の布設がえ工事のように、道路改良工事と並行し、単独により工事が施行できないなどの事情によって早期の発注が困難な場合もありますが、早期発注は建設機械の効率的な利用などによる企業の安定経営に資するとともに、働く方々の雇用機会の確保にもつながるものと考えておりますことから、今後とも公共工事の早期発注に努めてまいりたいと存じます。

次に、ゼロ市債事業についてお尋ねがございました。

ゼロ市債事業は、工事の早期発注による市内経済の活性化を図るため、会計年度独立の原則の例外として、翌年度に予算計上する事業において、債務負担行為の議会の議決をいただき、前倒して3月に工事請負契約を締結するもので、市の単独施策として平成6年度より、土木Cランクに対応する市道路盤改良事業等を中心に取り組んできたところでございます。

最近の実施状況は、平成16年は5件、発注額3,500万円、平成17年度は6件で3,600万円、18年においても7件、4,900万円の事業について実施しておりますが、今後とも、予定工事の内容や市内経済の状況を踏まえる中で対応してまいりたいと存じます。

次に、ゼロ国債事業についてお尋ねがございました。

ゼロ国債事業の実施は、国においても債務負担行為の予算措置が必要なことから、市単独では行えないものであります。これまで国においては、景気対策として地方債への交付税措置を拡大するなど、財政上の支援策を積極的に講じる中で、大型補正予算の編成やゼロ国債事業の実施による早期発注に取り組み、本市においても、市内経済の景気回復への対応として可能な限り取り組んできたところであります。

ただ、こうした公共投資に頼った景気対策の取り組みが国・地方を通じた財政構造の悪化を招いた一因との考えや、公共投資そのものが抑制基調にあることから、近年は、ゼロ国債事業についても減少している状況にあるわけであります。

そこで、ゼロ国債事業の活用の要請についてであります。国が積極的に経済対策を講じていた平成11年及び12年には、北海道においてゼロ国債事業の恒常化について国に要望するとともに、北海道市長会におきまして、過去に、ゼロ国債の拡大についても要望してきた経過がございます。

しかしながら、さきに申し上げたとおり、国・地方自治体とも公共事業を抑制する方向にあるため、従来のような景気浮揚対策としての要望は難しい状況にあるものと考えます。ただ、本道、特に本市のような積雪寒冷地域にあっては、工事期間が短いといった特殊性もあります。だけに、早期発注により公共工事を行うことは工事の品質の向上、経費面での効率性につながるものと考えられますことから、今後も、北海道市長会とともにこれを協議する中で対応、検討してまいりたいと思っております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、まちづくり推進事業及び老人福祉対策についてお答え申し上げます。

まず、市が所有するバスの利用実態についてのお尋ねがございました。旧士別市においては、過去において大型バス1台とマイクロバス1台の2台を所有してありましたが、バスの利用が夏場に集中し、冬場の稼働率が極めて低いという状況などから、行政の効率化対策の一環として、平成16年度から大型バスを廃止しマイクロバス1台の運行としたところであり、土日、祝日及び長距離運行や大型バスを必要とする場合においては民間バスの借り上げで、現在対応いたしております。

また、旧朝日町においては、中型バス1台を所有してありましたが、経費節減を目的に、平成13年度からこのバスを民間会社に貸し付けし、その利用を委託し対応しているところであります。

そこで、これらバスの平成17年度の利用実態でございますが、本庁所管のマイクロバスにあっては学校行事で45回、合宿選手の送迎で25回、保育所行事で10回、公民館行事で8回などとなり、延べ106回の利用となっております。

また、民間バスの借り上げで対応しております主なものとしては、姉妹都市などとの交流事業で18回、社会教育関連事業などで15回など延べ45回で、この借上料は209万7,000円となっております。更に、小中学校のスキーや水泳の授業でバスを利用する場合は別途民間バスを借り上げ、延べ94回で444万5,000円の全額を教育委員会で支出しております。

一方、朝日総合支所所管のバスにつきましては、市の行事で29回、学校行事で12回、各種団体等の行事で19回となり、延べ60回の利用で運行委託料は303万5,000円となっております。

そこで、これらバス利用に当たって、合併協議における団体利用の調整内容のお尋ねがございました。旧士別市においては、平成10年に北海道陸運局旭川陸運支局から、自家用バスの使用について、もっぱら自己の事業等の目的に限るとの通達があったことから公用バス基準要領を定め、市の業務に使用する場合、市が主催または共催する行事及び儀式などに使用する場合、更には各種委員会の委員などが同一地区に多人数により出張・研修等を行う場合など、利用できる基準を設けたところであります。

また、旧朝日町においては、平成13年から朝日町有バス管理運営要綱を定め、バスの利用団体の範囲を町の社会教育や福祉など公共団体の研修等と定めております。

各種団体やスポーツ少年団等の活動にあっては、朝日地区では所有のバスを利用できるのに対し、士別地区では仮にスポーツ少年団や学校クラブ活動等の利用を認めた場合、その利用時期が夏場に集中することにより利用の際に不公平が生じる懸念もあることから、この団体のバス利用は個人負担による対応となっているなど、バス利用の取り扱いに相違がありましたこと

から、さきの合併協議の中で、3年をめどに統一した基準を設け、調整するとされたところがあります。

また、合併後の新市における各種団体等からバス利用の要請についてであります。

朝日地区を除いてのお話となりますが、以前に大型バスを所有していたときには、市の業務として、バスの利用の予約がなく、かつ特別な事情があると認めるときには、各種団体からの要請に応じて利用を認めてきた経緯もあります。しかしながら、現在は大型バスを有していないことから、各団体に対してもこの実態をお話する中で、バスを利用する場合にあってはそれぞれが予算措置をしていただくようお願いをいたした経過もあり、各種団体の要請には原則的に応じていない状況にありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、地域交通対策についてであります。

士別軌道株式会社が所有しているバスの定員別台数及び今後の車両更新にかかったの考え方、仮に小型車両を使用した場合の営業費用についてのお尋ねでございました。

士別軌道が所有しているバスの台数は、生活交道路線などの路線バスに使用している車両が19台、貸し切りバスに使用している車両が10台の、計29台であります。そこで、路線バスに使用している19台の車両の定員別台数について申し上げますと、30人以上の大型バスが14台、29人以下の小型バスが5台となっております。なお、士別軌道においては、今後の車両の更新予定は現在のところないということを知っております。

次に、仮に小型車両を使用した場合、営業費用は減少するかのお尋ねであります。

士別軌道が現在運行している路線バス19台をすべて小型車両にした場合に、具体的な金額はわかりませんが、燃料費や維持費の面で若干節減が図られるものの、営業費用に占める人件費の割合が高いことから、営業費用が大きく減少するほどの効果は期待できないと伺っており、この結果、市からの委託料及び補助金に及ぼす影響は少ないと推測しております。

更に、コミュニティバスなどの新たなシステムを構築していくことが必要じゃないかのお尋ねであります。

コミュニティバスを運行する場合につきましては、運賃を取って運送する場合と無料で運送する場合とでは、道路運送法の手続が異なってまいります。まず運賃を取って運送する場合は、道路運送法を初め道路交通法などの関連法令の手続きが必要でありますし、またバス事業者、ハイヤー事業者、運輸局などで構成する地域公共交通会議の中で検討し、合意を得ることとなり、更に国が示したガイドラインでは、バス等の公共交通機関がない場合またはバス等の公共交通機関だけでは十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、これらを補完するための手段としてコミュニティバスの運行が認められているものでありまして、運行に至るまでには十分な協議が必要となります。

また、無料で運送する場合は法令上の手続は不要となりますが、既に路線を運行しているバス事業者あるいはハイヤー事業者の営業に大きな打撃を与えるおそれがあることから、理解を得るには極めて難しいことと存じますし、バス事業の一部を行政が担うことは、人件費や維持

費に相当の負担を伴うことから困難であると考えます。

しかし、平均乗車率が低い昼間の時間帯の便数を減らすことでその代替として効果的なバスを運行することなどについては、新たに設置する予定の検討懇談会の中でも、その費用対効果などについて議論してまいりたいと考えております。

次に、平成14年、15年度の2カ年にわたって検討した土別市地域交通活性化推進会議での議論の内容及び実績についてであります。

地域交通活性化推進会議では、市民アンケートを実施し交通実態を把握する中で、公共交通の問題点や課題、今後の方向性について議論を進めてまいりました。アンケートの結果、市民の交通手段の選択傾向は自家用車への依存が強く、バス利用の割合は低いことや、バス利用者の多くを占める高齢者及び学生の利用を中心に目的割合の高かった通院治療、買い物、飲食や通学の利便性の向上を図るべく、従来市内バスの北回り、南回りの2路線を、病院や学校、大型スーパーを経由し双方向に運行する外回り、内回りに平成15年11月から再編いたしまして、現在では年間5万人ほど利用者が増加しており、一定の成果を上げているものと考えております。

また、郊外部のバス路線についても、自動車を運転できない高齢者や学生などの交通弱者の方を対象とした新たな公共交通の導入を検討し、平成16年9月から本年8月まで、国と道からの特別指定生活路線の指定を受けデマンドバスを導入し、9月以降も、市の単独路線としてこれまで同様の形で運行しているものであります。デマンドバスについては、今後も地域の現状を把握する中で、運行形態や運行区域について更なる効率化に努めてまいらなければならないものと考えております。

更に、地域交通活性化推進会議が示した公共交通の課題といたしましては、予約制乗り合いシステムの事業採算性の確保や、サポート交通システム導入の検討が上げられており、今後新たに設置する予定の公共交通に関する検討懇談会においては、この課題も含め、構成員に予定しておりますバス事業者、ハイヤー事業者、地域住民及び北海道運輸局などの方々とも、地域の実情に応じた適切な運送形態及び新しい交通システムの実現性など、交通利便の向上のための御意見、御協議をいただき、本市のあるべき交通システムの確立に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 今回の第4回定例議会において、先輩議員から農政問題、更には関連する諸問題について質問がございました。その回答については、私も聞かせていただきまして、全くその通りであり、土別市といたしましても最大限の配慮をしているものだというふうに理解をしております。それは、土別市は基幹産業が農業であり、農作物の豊作・凶作によって市内の経済動向が左右されるという大きな問題もあり、それは農業者の一人として間違いのない事実だと認識をしておりますし、限りなく農業を発展させるための意見でもあり、こ

れからの農政に対するかじ取りを、私からも市長に対しまして強くこの機会に要請をする次第でございます。

また、各種団体の今年の1年間の成果として、更には総括として、農業委員会であるならば建議書、農政対策協議会につきましても要請書を提出させていただきましたし、今、喫緊の課題としてオーストラリアとのFTAの問題、これらにつきましても、先般、北ひびき農協が緊急提言としてこの問題についての要望書も提出したというふうに聞いております。これらにつきましても、土別市といたしましても手いっぱい内部協議をしていただきまして、これから国に対して、市に対して整理をしながら、この問題に対処していただきたいというふうに考えておりますので、これもこの機会によろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、これより私から2点についての質問をさせていただきますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

御案内のとおり、来年度から国の農政が大きく変わろうとしております。その中身につきましては、3日間の経過の中で先輩議員からも言われているとおり、今までの全国農業者が一律に受けている政策から、今度は、面積がなくてはだめですよ、所得が多くなるとはだめですよ、更には担い手を1つの対象とした、いわゆるやる気のある認定農業者にシフトした政策に変更しようとしております。それは、国の求めるのは大きな農家にして世界の農業と太刀打ちしようというのが国のねらいでありますけれども、今回、品目横断的な所得経営安定対策の中身が見えてきました。その中身を見たときに、必ずしもそうでないということが、今徐々にわかってきております。

いわゆる品目横断的な経営安定対策、それは先ほどもあったように、麦、大豆、ビート、でん源用バレイショの4品目に対する施策のあり方でございます。いわゆる7割の緑対策と3割の黄色対策から成るものであります。7割の緑対策につきましては、御承知のとおり、土別市内組合員の農家はなまくらをしてやっていたのではなくて、きちんとした生産体制をとっていたのですけれども、北海道、特に土別市の中において、麦の7割対策の金額が北海道の基準よりもかなり下回っているということで、この7割対策は、先ほどもあったように、3年間をベースにして国が固定的にこれからずっと支給していくという中身でございます。それが春麦であるならば9,365円、秋麦で1万1,225円、そういう数字でございます。それが固定的に払われる。

特に私は今回、品目横断4品目があるのですけれども、麦に視点を当ててお伺いをするわけでございますけれども、これから言われることは、例えば7割緑対策が保証されても1万1,225円です。それが低かったからそういうことでもあります。また3割の黄色対策は、次年度から、その年から麦を例えばつくったときにどういうシステムになるかということなんですけれども、それはその年の生産量、品質に基づいて支払われるものでございます。それは規格単価が1等で1俵が2,110円、そして品代としてこれまた1等で1俵が2,300円であります。合計で1俵が4,410円という中身でございます。計算しやすくこれが5俵とったとして、5俵というのは、先ほど言ったように土別地方は平均数量が少ないものですから、5俵とるといったら

かなりな努力をしないととれないのでありますけれども、5億とったとしても2万2,050円です。更に、今年まであった麦の重点加算、10アール当たり1万3,000円が1等麦には当たることになっております。それも来年から廃止されるわけでございます。生産者が目指す10アール当たりの所得面積、これはすべての生産者は別といたしまして、普通に考えれば10アール当たり10万円を目指すのが、今求められている農業者の所得目標であります。この状態では再生産に結びつく何物もない、それだけに私は心配するわけでございます。

そして麦というのは、4品目すべてそうなんですけれども、いいものをつくろう、良品のものをつくろう、そういうことで輪作体系をきちんと組み合わせないとこれからは寡作ということで、麦がなくなれば一方にシフトされるものですから寡作、それは病害虫の発生だとか、それによって所得の減少が進むわけでございます。それによって輪作体系が崩れることが考えられる。そのことについて私は非常な心配をしております。例えば北ひびき農協で麦の面積、土別市内で昨年度作付した面積が1,650ヘクタールでございます。次年度に秋麦を予定している人はその数字から約2割落ちて、270ヘクタールぐらい落ちて、1,390ヘクタールという数字が出されております。そんなことで、私は、輪作体系を守る、そして麦にかわるものにシフトしていくために、来年度からまた産地づくり交付金を当てはめていくわけでございますけれども、その中であって、土別市として、産地づくり交付金の助成体系をやっぱり、今と変わった形で組み立てていかなければ、自然と麦が消えて、先ほど言ったように、悪いような悪いような回転になるんじゃないだろうかという心配でございます。

あわせて、夏にも話をしましたけれども、北ひびき農協は1市2町が組合員構成の中身でございます。これらについても、今後とも土別として格差是正、違いが出てきますので、その辺の違いを、リーダーシップをとる土別としてどうやろうとしているのか、その辺の考え方もあわせて聞かせていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから2点目、三好町並びにトヨタ自動車というよりもトヨタ生協との関連強化ということについてお尋ねをいたします。

平成12年度から三好町との友好都市提携ということで、今年で7年目を経過しました。そのことは、以前に土別市がトヨタ自動車のテストコースを誘致して、その一つの結びつきとして三好町との友好都市提携が結ばれたというように私は認識をしております。今では青少年のスポーツクラブの相互交流、更には三好町の職員と土別市の職員のこれまた交流がなされまして、相互交流が非常に進んでいる。そのことについて異議を申すわけではありませんけれども、このことについては、これからも限りなくいいことでありますから進めていただきたいと思います。

そこで、今回私は、11月の三好町の産業フェアに、議長と2人、議員派遣ということで祭りに参加する機会をいただきました。組合長をやっているときに5年前に行って一定の経験はしているのですけれども、今年行って、規模の大きさ等々について、5年前とはかなり違った形

で、規模拡大された中で祭りが開催されておりまして、私どもも重鎮の一人として三好町との交流も深めさせていただきました。

そこで、私は、変わらなかったということの観点から見て、イベントに参加をして土別市、私たちの農畜産物、もちろんサフォークの肉も販売してきたのですけれども、それは祭りに対する参加であって、一過性のものであるということに私は心配をしております。夏の土別の産業フェアにも三好町から来て、ナシなども持ってきたのですけれども、それはそのときだけの一過性のものであって、それを何とか持続的に、年間を通じてそういうことができはしないのか、そういうことを思う一人でございます。中身については、イベントに参加して交流するのは、これは今後も、ああいうイベントですから私なりに手ごたえを感じたつもりでございます。

そんなことで、私は、せっかくトヨタ自動車のテストコースの中で世界のトヨタとかかわりの深い我が土別市でありますから、それを一つの武器として、我がこういう道北の地点で、土別は世界のトヨタと仲よくしているから、やっぱり消費地であります名古屋、中部、その付近に、私たちのとれた物がどんどん販売できるような戦略構築をこれからしなければならないのではないだろうかと思っております。

またその機会に、たまたま三好町も、我が地域と同じように農協が合併をして大型農協になっておりました。その組合長とも話もしましたし、農協から行っている職員がそのJAあいち豊田農協の職員と話をした中に、実は土別のもものも売れるような状況になるのですよという話を聞きました。それは商売ですから、損してまでいいですか、赤字をしてまでつき合うことはないだろうと思うのですけれども、そういう一つの話す場を持ったのですから、農協としても、それを一つの大切なものとして今後どう進めばいいのかというのを検討しながらこの問題については当たるように、私も農協の役員の一員として頑張らしてもらいたいと思いますので、大消費地名古屋に向かって私たちがそういう戦略を立てる必要があるのではないだろうか。

それはとりもなおさず、土別市の農業農村活性化条例というのが今あります。将来、再度組み立て、組み直しをしようという中身でありますけれども、そこでうたわれている大きな一つとして、農業農村活性化条例の中でもうかる農業を目指しましょうやということがポイントとしてありますので、私はそれらを一つの課題として、官民挙げてそういう大消費地に送れるような、また私一人としてそのことについて考えも持っておりますので、どうかひとつ行政と民間が努力して高い目標に向かえるような、そんな構想があればこの機会にお聞かせをいただきたいと思っております。

この2点について質問をし、私の質問といたします。どうもありがとうございました。

(降壇)

副議長(山居忠彰君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 丹議員の最後を締めくくる元気な御質問がありましたので、私の方から農政問題についてお答えをいたしますけれども、その後で三好町のこと、トヨタ自動

車のことにつきましては総務部長からも答弁をいたしますが、最後に私からもその点について少し申し上げておきたいことがありますので、聞いていただきたいと思います。

平成19年度から実施をされます品目横断的経営安定対策にかかわって産地づくり交付金の助成体系への考え方と、1市2町の農業者間の格差対策につきましてお尋ねがありました。さきの神田議員の御質問にもお答えをいたしました。小麦の支援水準につきましては、お話のように国の標準金額の4割に満たない価格が設定されたものであります。このことは、平成11年から17年までの7カ年のうちに、出荷反収の最高値と最低値を除いた5年間の平均を基礎として算出される仕組みであります。

御承知のように、平成11年から5年間連続して気象災害に見舞われ、全体的には収量がありながら、算定基準の対象となります利用可能な規格内数量が少なかったことによるものであります。平成17年度の本市における小麦の作付面積につきましては、機械作業体系と輪作体系が確立されたことから約2,000ヘクタールと全耕地面積の13%を占め、また転作作物としても約1,300ヘクタールと、対象水田の22%を占めておりましたし、平成16年度の農業産出額におきましても全体の14%となっており、輪作上必要不可欠な作物となっております。

このため、平成16年度から実施されました現行の産地づくり交付金におきましては品質向上が強く求められ、麦、大豆のみを対象として、病害虫対策などの各種技術への取り組みに対する助成として10アール当たり3,000円の上乗せ助成を行い、更には国の施策として、需要に即した高品質な麦、大豆を、担い手を中心とした生産体制に誘導するため、重点加算金の交付がなされてまいりました。

しかしながら、お話のとおり本市農業におきまして小麦は重要な作物となっておりますものの、品目横断的経営安定対策の対象とならない農業者におきましては販売価格のみでは到底採算性がとれないことと、更には対象農家であっても、小面積であったり機械装備の関係などから、19年産の秋小麦の作付を見合わせたものと思われま。

そこで、平成19年度から実施されるこの新制度での助成体系についてであります。このことは、米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴いまして米政策改革推進対策の見直しが行われ、この大きな変更としては、これまで行政が行ってきた需給調整システムから、農業者、農業者団体が主体的となる需給システムへと移行されるわけでありま。

具体的には、農業者団体等で組織をする協議会が中核となり、米の生産目標数量につきましては、国・道・市からの配分通知から需要量に関する情報提供により、農協などの生産調整方針を作成するものから農家への配分へと移行することになりまして、産地づくり交付金については従前どおり交付され、地域の創意工夫によって人や単価を設定するという基本的な枠組みは継続されることになるわけでありま。

また、現行の特別調整促進加算金につきましては新需給調整システムの定着交付金として組みかえられまして、その中で、これまで対象外でありました麦、大豆、飼料作物も交付対象作物とされることとなっております。

これらのことから、現在、19年度の産地づくり対策等の国・道段階の交付予定額としては前対策並みの予算が示され、今後各協議会への配分通知がなされますので、本市水田農業推進協議会におきましても、ただいまお話しがありましたように生産費が確保できるよう、小麦への対策はもとより、他の品目横断の対象となる作物、更には振興作物の選定など農業経営の安定が図られますように、これらの対策に当たってもまいりたいと考えております。

また、1市2町との格差是正のお話でございましたが、農業者、農業者団体が主体となる米の需給調整システムへの移行となりますことから、現在、北ひびき農協全体の振興方針に沿った協議会ごとの水田農業ビジョンや産地づくりが、計画書の策定を目指して、1市2町と協議会全体で協議を進めているところであります。

そこで、現行の産地づくり助成金の体系では、各協議会とも、作物ごとの基本単価の設定や各種取り組みへの加算助成、農地の賃貸や作業受委託の推進、加工用米やあるいは土づくりの助成などを行っており、新しい対策におきましても、大部分が現在行っている制度と同様な取り組みが行えることとなっております。

このことから、見直し後の助成金交付体系においても、現在、広域農協としての基本的な取り組み方針の検討がなされておりますので、農業者間で大きな不公平感が生じないような交付金の助成体系の策定に向け、関係機関と十分協議を重ねて取り進めてまいり所存であります。

なお、トヨタ自動車に関連しては、これらについては総務部長から、あるいは三好町の話も申し上げますけれども、ただ一言だけ私が申し上げておきたいことは、丹議員が土別農協の副組合長であるという、みずからがこの問題を取り上げて、大上段に、もっと思い切って展開したらどうかと、大変力強い支援の言葉だと私は思っております。

ただ、私が久野町長と会ったときも、産業フェアにいらっしゃるときには、北海道のジャガイモは何といたって北海道だけでも飛ぶように売れると、農協も愛知農協が合併して大変大きくなったので、幾らでも余ったらそのまま置いていっていても損をかけないようにちゃんと売ってあげるからと、そこまで久野町長も言ってくれていることが実はあるということであります。

それから、もう既にナシを持ってくる人、あるいは北海道から三好町に行く人方が自然のうちに交流が深まって、秋になるとジャガイモを送る、あるいはそこからナシが送られてくる、カキが送られてくる、そういった個人対個人のおつき合いが相当広く広がっているという実態もちょっと知っておいていただきたいと思えます。

それから、トヨタ生協におきましてもいろいろと配慮してくれて、土別農協を通していろいろな産品が出品されたと思えますけれども、長続きがしないと。一定期間は品物があるけれども、安定して長期にわたって品物をそろえることができないというところに一つの弱みといえますか、困ったこともあると言っておりますので、それらのことについてもやはり土別農協さんが中心になって、特にその中で丹副組合長さんが音頭をとっていただければ非常にありがたいと思っております。

私の答弁を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、友好都市三好町との今後について及びトヨタ自動車との関係強化についてお答えいたします。

御承知のとおり、三好町とは、平成5年からトヨタ自動車を御縁として交流が始まり、その後、平成12年に友好都市としての調印を行ったところであり、調印後は行政交流を初め、自治会と行政区、各種スポーツ団体、文化団体などの民間交流が継続して実施されてきたところであり、本市としても、これら交流には可能な限りの支援を行ってまいりました。

そこで、こうした交流事業の一つとして、本市における産業フェア、三好町における産業フェスタには、お互いの町の特産品を持ち込む中で地域や特産品のPRを図ってきたわけですが、これまでの経過においては、順調に販売が進むものと、一方ではなかなか順調に行かないもの、当初は順調でありましたが最近になって順調になったものなどがあり、これらの経験から現在の販売品目に落ちついてきたところがあります。

人気がありますジャガイモ、カボチャ、タマネギなどについては、輸送コストの課題などもあり、どこまで大量に持ち込むことができるかという点で三好町とも相談させていただいており、今後のあり方をいま一度検証する時期に来ていると考えております。

議員のお話にありましたように、三好産業フェスタへの参加にとどまることなく、仮にJA北ひびきとJAあいち豊田との連携という構想に進むとすれば、三好町との交流を通じた側面的な支援も可能であろうかと考えております。

また、トヨタ自動車との関係強化について御提言もございました。

今や世界を代表する企業となったトヨタ自動車がテストコースを構え、多くの社員が本市を訪問している現状を考えますとき、こうした企業との交流を通じて多くの有益な情報を得ることは極めて大切なことであり、そのことこそがトヨタを立地する本市の優位性であることは議員のお話にもあったとおりでありますし、さきの井上議員の御質問に市長からお答えしたとおりでございます。とりわけ農産物を初めとする特産品の流通について、トヨタ自動車の関連でいえば、日本でも有数の規模を誇るトヨタ生協があり、生協との連携を強化し地域の振興を図っていくことは重要な課題と認識しており、これまでもさまざまな機会をとらえて生協と交流を続けているところであります。

今般、小規模事業者新事業全国展開支援事業により試作されましたスープカレーについても、トヨタ自動車並びにトヨタ生協に持ち込む中で、さまざまな御意見や評価をいただいていたところであります。

そこで、これまでのトヨタ生協との関連を申し上げますと、平成8年に土別産の農産物を出荷したことに始まり、一時期は2,400万円を超える実績となりましたが、取扱品目の変動や流通ルート、輸送コストの問題、更にはこのことに伴う価格や商品の鮮度などの課題等もあり、近年の年間の販売額は1,000万円前後で推移しており、減少にありますことは極めて残念なこ

とであると考えております。

また、観光協会の働きかけにより、平成8年からは生協の本店に土別コーナーを設置していただき、ニット製品やラーメン、いももち、オリゴ糖などの加工品を中心に販売していただきましたが、工芸品と食品が混在する販売コーナーという性格もあり、販売実績が伸びないということから、平成15年に廃止という結果となりました。

本市ではすぐれた農産物が多く生産・出荷されており、この振興を図ることで本市農業の振興発展につなげ、加えて、他の特産品の流通を活性化することで本市全体の振興に寄与していくことは重要な課題であることは論をまたないものであり、こうした観点で今後とも努力していかねばならないと存じますが、こうした事業を推進するためには、何といたっても、生産者を初め流通させる側の意見や意向も重要になってまいりますので、まずは関係機関の主体性を尊重する中で今後の対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時19分散会）